



7月18日、新潟県柏崎市の倒壊建物

大丈夫 ですか？ 地震 対策

新潟県中越沖を震源とする大きな地震が発生し、多数の死傷者や家屋の損壊など大きな被害が出ています。地震はいつ起こるかわかりません。各家庭でも日ごろから備えておきましょう。

飲料水・食糧は3日分備えましょう

生命を維持するのに必要な水の量は、1人1日3ℓ。飲料水と食糧は最低3日分は確保しておきましょう。



お風呂の水も有効に

お風呂の残り湯は災害時にいろいろな用途に使えます。次に入るときまで捨てずに貯めたままに。

家具に転倒防止器具をつけましょう

家具を固定する器具などが市販されていますので、家具が転倒しないよう固定しましょう。

非常時持ち出し品に工夫を

非常時に持ち出す物を2つに分けておくのも有効です。1つは災害が起こった直後の緊急避難時に持ち出すもので、リュックに軽食、飲料水を入れたペットボトル、懐中電灯、携帯ラジオなどを入れて、玄関などすぐに持ち出せる場所に置いておきます。

2つ目は、長期避難が必要となった場合に、一度自宅に取りに戻ってから使うものを準備します。インスタント食品、バケツ、カセットコンロや寝袋などの一般的なアウトドアグッズを、小屋や車のトランクなどに置いておきましょう。カセットボンベは高温多湿を避けて保管しましょう。



歯科衛生士 高卒程度(行政・消防)

市職員採用試験

受付 8月13日(月) 24日(金)

試験日 9月16日(日)

試験会場 秋田大学一般教育2号館

試験区分▶採用予定数 (職務内容)	受験資格
歯科衛生士▶1人 (専門技術的業務)	昭和47年4月2日以降に生まれたかたで、歯科衛生士免許を有し、歯科衛生士としての実務経験が通算5年以上あるかた(来春3月31日までに通算5年に達する見込みのかたを含む)
行政▶2人 (一般行政事務)	昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれたかた ※学校教育法による大学、もしくはこれらと同等と認められる学校を卒業または来春3月までに卒業見込みのかたは、高校卒業程度試験を受験できません(短期大学を卒業または卒業見込みのかたは受験できます)。
消防▶2人 (消防業務)	

試験方法 一般教養試験、作文、軽易な体力測定(消防)

受験案内書

歯科衛生士・行政の「受験案内書」は、市役所1階総合案内、人事課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、秋田市東京事務所で、消防の「受験案内書」は、消防本部総務課、各消防署、分署、出張所、秋田市東京事務所でさしあげます。必ず「受験案内書」をご覧ください。

受付期間
と場所

8月13日(月)から24日(金)まで
人事課tel(866)2012
消防は消防本部総務課tel(823)4000

食中毒から 家族を守ろう

気温や湿度が高いこの季節は、食中毒菌が増えるのは絶好の環境。食品の取り扱いに十分注意して、食中毒を防ぎましょう。



食中毒予防のための3原則！

清潔に！ 食中毒を起こす菌は、魚や肉、野菜などについていることがあります。この菌が、手や調理器具を介して、ほかの食品を汚染してしまうことも。十分な手洗い、食材の洗浄、調理器具の洗浄を行いましょう。また、調理器具は洗浄後、熱湯や塩素系漂白剤などでしっかりと消毒しましょう！

迅速！ 食中毒を起こす菌は、室温に放置すると大量増殖の危険が。食品は長く放置せず、加熱調理した食品もできるだけ早く食べましょう。

温度管理をしっかりと！

冷：食中毒を起こす菌は、10℃以下になると増えにくくなります。食品は室内に放置せず、冷蔵庫で保存しましょう。

熱：加熱も菌をやっつける有効な方法。食材は75℃で1分以上、生ガキなどの二枚貝は85℃で1分以上を目安に、中心まで火が通るように加熱しましょう。

問い合わせ

衛生検査課 ☎(883)1181

母子家庭のお母さんに 児童扶養手当



18歳になってから最初の3月31日までのお子さん(障害等級1級~2級程度があるお子さんは20歳未満まで)がいる母子家庭のお母さん、またはお母さんに代わり、お子さんを養育しているかた(お父さんを除く)は、児童扶養手当を受けることができます。

支給額

- ・お子さん1人...月額41,720円
- ・お子さん2人...月額46,720円
- ・3人以上...2人の額に、3人目以上1人につき3,000円を加算

次の場合は対象外や手当減額に

国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるかたは対象になりません。

申請者や同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当が減額されたり、支給されなかったりします。

8月は現況届の月です

現在手当を受給しているかたへ7月下旬にお知らせしましたので、8月中に現況届を提出してください。

現況届の提出がないと8月分以降の手当を支給することができません。忘れずに提出してください。

こんな時届けて

受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻した(事実上の婚姻・内縁関係を含む)ときは、受給資格がなくなりしますので、すぐに届けてください。

そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただきます。

手続き・問い合わせ

児童家庭課tel(866)2094



福祉施設ガイドのご利用を

NPO法人あきた福祉医療ネットが、「あなたの街の福祉施設ガイド - 中央エリア版」を発行しました。秋田市を含む9市町村の、社会福祉法人が運営する老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設などを紹介しています。それぞれの施設の運営方針や職員体制、サービスの特色などを紹介していますので、施設を選ぶときの参考にどうぞ。県内の書店などで、1冊1,600円で販売しています。

問い合わせ

NPO法人あきた福祉医療ネット事務局tel(896)6130

介護保険料の 納入通知書をお送りします

8月上旬に、平成19年度分の介護保険料納入通知書(本算定分)をお送りします。今回の介護保険料額(所得段階)は、平成19年度の市民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料額については、納入通知書でご確認ください。

特別徴収のかたで、4月以前から引き続き年金天引きとなっているかたへは、はがきサイズの通知書を郵送します。

平成18年度中に65歳になられたかたで、一定の条件に該当するかたは、10月から年金天引きに変わりますので、納入通知書をご確認ください。

災害などで保険料の減免を希望するかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金天引きの場合は当該月の19日まで)。

所得段階が第4段階のかたで、同一世帯に市民税課税者がいない

市民税または所得税の申告をしていない20歳~60歳のご家族がいる一の方にかたは、収入状況などについての申告をすると第2または第3段階となる場合があります。

保険料の納付は便利な口座振替をご利用ください。



平成19年度の介護保険料

所得段階	対象者	年間保険料額
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	24,000円 (月額平均2,000円)
2	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	36,000円 (月額平均3,000円)
3	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	48,000円 (月額平均4,000円)
4	本人が市民税非課税のかた	60,000円 (月額平均5,000円)
5	市民税課税者(合計所得が200万円未満)	72,000円 (月額平均6,000円)
6	市民税課税者(合計所得が200万円以上)	

平成17年度税制改正の影響で所得段階が上昇したかたについては、急激な負担の増加を抑えるため、平成18年度から平成20年度までの3年で段階的に保険料額が上がるよう調整しています(激変緩和措置)。

問い合わせ 介護・高齢福祉課tel(866)2099